

■須磨ヨットハーバー（神戸市立須磨ヨットハーバー条例別表）

(1) 係留及び陸置に係るもの

種 別		一般利用に係る額 (1隻1日につき)	専用利用に係る額 (1隻1月につき)
ディンギー，スポーツ用漕艇又は水上オートバイの陸置		1,708円	8,758円
上 記 以 外 の 艇	5メートル以下のもの	3,520円	21,256円
	5メートルを超え6メートル以下のもの	4,117円	24,881円
	6メートルを超え7メートル以下のもの	4,693円	28,412円
	7メートルを超え8メートル以下のもの	5,290円	32,047円
	8メートルを超えるもの	5,290円に8メートルを超える1メートルにつき， 1,655円を加えた額	32,047円に8メートルを超える1メートルにつき， 8,925円を加えた額
	浮棧橋係留	上記の額に1.2を乗じて得た額	

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

種 別		金 額	
揚降施設の利用		揚艇又は降艇 1 回につき	660 円
修理庫の利用		1 隻 1 日につき	1,320 円
修理ヤードの利用		1 隻 1 日につき	2,200 円
駐車場の利用		1 台 1 回 1 日につき	610 円
更衣ロッカーの利用		1 回 1 日につき	200 円
船具ロッカー（大）の利用		1 月につき	2,640 円
船具ロッカー（小）の利用		1 月につき	1,320 円
給油施設の利用		1 月につき	165,000 円
シャワーの利用		1 回につき	200 円
会議室の利用	午前 9 時から正午まで	1 室につき	2,672 円
	午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	1 室につき	2,672 円
	午前 9 時から午後 5 時まで以外の時間の利用	1 室 1 時間につき	912 円
事務室の利用		1 平方メートル 1 月につき	1,603 円
建物の会議室及び事務室以外の部分の利用		行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和 39 年 3 月条例第 80 号）の規定の例により算出して得た金額	
物件の設置		1 物件 1 月につき	1,100 円
建物以外の部分の催物の実施による利用		1 平方メートル 1 日につき	220 円